

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第22回ガスシステム改革小委員会

日時 平成27年8月20日（木）11：00～13：13

場所 経済産業省 本館地下2階 講堂

1. 開会

○山内委員長

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第22回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。

本日は、お忙しいところを多数お集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず最初に予告を申し上げたいんですけど、本日、議題がかなり多く予定されております。その関係で、大変恐縮ですが、若干の時間延長がある旨をご了解いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

それではまず、事務局におきまして人事異動がありましたので、その辺のご紹介をいただきたいと思っております。よろしく願いします。

○藤本ガス市場整備課長

ありがとうございます。資源エネルギー庁審議官であった吉野の肩書が、資源エネルギー政策統括調整官に変わっております。また、電力・ガス事業部政策課長が、前任の村瀬から、原子力政策課長をしておりました畠山に交代しております。ガス市場整備課長には、横島の後任として私、藤本が着任しております。よろしく願いいたします。さらに石油流通課企画官には、濱田の後任として田久保が着任しております。

○山内委員長

それでは次に、今回、小委員会再開に当たりまして、新たに委員に就任された方もいらっしゃいますので、事務局から委員のご紹介をお願いいたします。続いてオブザーバーについてもご紹介をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

これまで本小委員会の委員を務めてこられました古城誠委員、杉本まさ子委員、永田高士委員からは退任をご希望される旨の申し出がございました。

今後、小売全面自由化などに係る詳細制度設計や、ガスパイプラインの整備に係る検討を進めるに当たっては、公益事業法、競争法、債権法のほか、インフラ整備に係る専門的な知見を有

する有識者の方々に加えて幅広い需要家の方々からのご意見をお伺いすることが有益です。

このため、池田千鶴、神戸大学大学院法学研究科教授、よろしくお願ひいたします。

大石美奈子先生、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事・環境委員長。

草薙真一先生、兵庫県立大学経済学部教授。

樋口正裕様、トヨタ自動車株式会社プラント・環境生技部部長。

福田大輔先生、東京工業大学大学院理工学研究科准教授。

二村睦子様、日本生活協同組合連合会組合員活動部部長。

深山雅也先生、深山・小金丸法律会計事務所弁護士。

以上7名の有識者の方々に新たに委員として本小委員会における議論にご参画いただくことになりました。

また、本小委員会の委員長及び委員は資料2の委員名簿のとおりであります。総合資源エネルギー調査会運営規定に基づきまして、いずれも上位分科会である基本政策分科会長の指名により選任されていることをご報告いたします。

続いてオブザーバーのご紹介をさせていただきます。本日は再開後第1回目の小委員会ということもありまして、後ほど事務局から小売全面自由化などの詳細制度設計における主要論点をご紹介させていただいた後、オブザーバーの皆様から幅広いご意見を頂戴する機会を設けております。このため多数のオブザーバーにご出席いただいております。

ご出席いただいているオブザーバーの方々を、資料2に沿ってご紹介いたします。

日本ガス協会、川岸隆彦常務理事様。

日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事様。

東京電力株式会社、佐藤美智夫執行役員、カスタマーサービス・カンパニー・バイスプレジデント様。

関西電力株式会社、松村直人グループ経営推進本部副本部長様。

中部電力株式会社、浅野哲夫エネルギー事業部長様。

国際石油開発帝石株式会社、奥園和人天然ガス供給ユニットジェネラルマネージャー様。

石油資源開発株式会社、中島俊朗経営企画部長様。

全国LPガス協会、崎村忠士副会長様。

日本熱供給事業協会、田嶋忠朗専務理事様。

加えまして、公正取引委員会、消費者庁、総務省からもご出席いただいております。

プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される

方はご着席ください。

2. 議題

(1) 改正ガス事業法及び改正熱供給事業法について

○山内委員長

それでは議事に入ります。本日は、議事次第にありますように、まず議題1「改正ガス事業法及び改正熱供給事業法について」。それから議題2「小売全面自由化等の詳細制度設計における主要論点について」。それから議題3「小売全面自由化等の詳細制度設計に当たっての事業者等からの説明」ということになってございますが、それから4番で「ガス小売事業者等の説明義務・書面交付義務について」というふうになってございます。

このうち、まず議題の1と2、これについては事務局からご説明いただきまして、その後、議題の3、これを各オブザーバーからご説明いただくと。そこで質疑、質問等をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、まず事務局から資料の3、4に沿って、それぞれご説明をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

ありがとうございます。資料3、改正ガス事業法及び改正熱供給事業法についてをご覧ください。

2ページにありますとおり、本小委員会の本年1月の報告書に基づきまして、ガス事業法の改正、熱供給事業法の改正がなされております。改正法案を本通常国会に提出し、本年6月17日に成立。同月24日に公布されております。

まず、改正ガス事業法ですけれども、4ページの①にありますとおり、小口も含めた小売参入が全面自由化されております。また、これに伴い小売料金規制は原則撤廃されます。ただし競争が不十分な地域には規制料金を経過措置として義務づけます。簡易ガス事業につきましても許可制のもとでの地点独占、料金規制が廃止されます。

②ライセンス制の導入です。LNG基地事業は届出制、一般ガス導管事業は許可制、ガス小売事業は登録制となります。

③ですが、LNG基地について、第三者による利用を正当な理由なく拒否することが禁止されます。

5ページに改正前後の事業類型を示しております。ご参照ください。

6ページでございます。④ガス導管網の整備促進について規定されています。

具体的には、一般ガス導管事業者については地域独占や料金規制を維持し、これにより安定供

給を確保することになります。また全てのガス導管事業者に導管の相互接続に係る努力義務が課されます。

⑤保安の確保です。導管網の保安及び内管の点検・緊急保安に関する法律上の義務がガス導管事業者などに課されます。また、消費機器の調査・危険発生防止の周知に関する義務がガス小売事業者に課されます。

7ページ、⑥導管部門の法的分離についてです。本年1月の報告書では4つのご意見が併記されたわけですが、その後、3月初旬の法案の閣議決定に至る政府与党内のプロセスの中で、本小委員会における議論の精査なども含めまして多くの調整が行われました。

その結果、小売全面自由化とガス導管の中立性確保は車の両輪として進めることが基本という点で意見の一致が見られました。

その上で、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの大手3社については、現行の会計分離のままでは不十分であり、小売全面自由化を決める際に法的分離の実施についてもあわせて決めることが適切である一方、当事者である大手3社から示された懸念について政府としてもしっかりとその払拭に向け対応すべきであり、その旨を法文上明記することが必要といった結論に至りました。

これを受けまして、今回の法律では大手3社の法的分離を実施するとともに、8ページで紹介している検証規定、あるいは国の責務規定を設けたところでございます。ごめんなさい、7ページですね、失礼しました。

8ページの、⑦施行期日です。全面自由化は、公布日である本年6月24日から2年6カ月以内の政令で定める日、すなわち平成29年を目途に施行されます。

導管部門の法的分離は、安定供給、保安確保に向けた十分な準備期間が必要であるため、平成34年4月1日に施行されます。

続いて、改正熱供給事業法についてご説明します。10ページをご覧ください。

①規制の合理化ですが、現在、許可制としている参入規制が登録制となります。料金規制や供給義務などの規制は撤廃されます。

②需要家を保護するための措置として、熱供給事業者に料金などの説明義務、書面交付義務、苦情処理義務、必要な供給設備の保有義務などが課されます。

③施行期日ですが、公布日から1年6カ月以内の政令で定める日、すなわち平成28年を目途に施行されます。

12ページに施行期日の全体像を線表で示しています。ガスの導管部門の法的分離の施行期日は平成34年4月となっております。このため本委員会においては、まず平成29年を目途に施行されるガスの小売全面自由化、平成28年目途に施行される改正熱供給事業法に係る詳細制度設計を

先に進めていくこととしてはいかがでしょうか。

14ページに電気の小売全面自由化のスケジュールを整理しております。来年4月の小売全面自由化に先立ちまして、本年7月末が託送供給約款の認可申請期限となっております。また、8月3日から小売電気事業に係る事前登録申請の受け付けが開始されています。

ガス小売事業についても基本的な手続の中では同じであることから、今後の検討を進めるに当たっては、小売全面自由化施行前に対応が必要となるガス小売事業に係る論点、あるいは託送供給制度に係る論点などから優先的にご議論いただいております。

13ページに戻っていただきますと、小さくて恐縮ですが、下段に論点の全体像を大きく5つに分けて整理をしております。この中の赤字で囲った論点は、先ほどご説明したとおり、特に優先してご議論いただくべき論点であると考えております。

改正法の概要は以上でございます。

(2) 小売全面自由化等の詳細制度設計における主要論点について

○藤本ガス市場整備課長

続きまして資料4に基づきまして、詳細制度設計に当たっての主要論点をご説明させていただきます。

1ページ、2ページに論点をリスト化しております。

小さくて恐縮ですが、【Ⅰ】ガス小売事業関係、【Ⅱ】ガス導管事業関係、【Ⅲ】ガス製造事業関係、【Ⅳ】その他、【Ⅴ】熱供給事業法関係という形に整理をさせていただいております。

特に説明義務、書面交付義務に係る論点など星印を付したものは、電気事業の小売全面自由化の詳細制度設計における議論が先行しています。このため電気の議論も参考にしつつ、ガスの特性を十分に踏まえながら、効率的かつ丁寧に検討を進めることとしてはいかがかと考えております。

4ページ以降が論点整理になります。それぞれ本年1月に取りまとめられました本小委員会の報告書における記載、それから改正ガス事業法における規定、検討をすべき論点という構成で整理をさせていただいております。

時間の関係から主要論点のみご説明させていただきます。

まず9ページに飛んでいただいて、供給力確保義務、いわゆる空売り規制です。ガス小売事業者には、需要に応ずるために必要な供給能力の確保が義務づけられており、経産大臣は供給力確保を命ずることができるとされています。

論点としましては、何をもち供給力確保義務が履行されていることとするか。どのような

場合に供給力確保命令を発動することとするかという2点になります。

続いて11ページ、説明義務・書面交付義務になります。ガス小売事業者が需要家に対して説明すべき事項、交付する書面に記載すべき事項をどうするかといった論点になりますが、こちらは後ほど、議題4のところで詳しくご議論いただく予定です。

14ページ、経過措置料金規制です。競争が不十分な地域には、経過措置として供給義務、料金規制が課されます。この経過措置が課される事業者の指定基準、指定解除基準をどうするかが論点となります。この点については記載のとおり、先般の法案審議におきましてもご質問がありました。

また飛んでいただいて21ページ、託送供給制度です。一般ガス導管事業者は託送供給約款を定め、経産大臣の認可を受けなければならないとされています。また経産大臣は託送供給約款の変更認可申請命令・変更命令を発動できるとされています。

23ページにありますとおり、この約款に記載すべき事項、託送供給料金原価に含めるべき費用の範囲、託送供給料金の算定・査定方法、変更認可申請命令・変更命令の発動基準が論点となります。

また、⑤にありますとおり、現在の一般ガス事業者に対しては、施行日前に託送供給約款の認可申請を行うことを求めております。仮に減価洗い替えを求める場合には、どの事業者を対象とするかが論点となります。

⑥託送供給を行う際、供給区域をまたぐごとに託送供給料金が課金される仕組み、いわゆるパンケーキ問題も論点となります。

託送供給制度につきましても、先般の法案審議においてご指摘がございました。

25ページです。託送供給約款については、託送供給の申し込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、経産大臣の承認を受けた場合は託送供給約款の策定を義務づけられないこととされています。この承認基準をどうするかが論点となります。

本制度は現行法でもございますが、26ページに現行の承認基準を記載しております。

27ページ、同時同量制度です。

28ページにありますとおり、現行法の同時同量制度では、託送供給に当たっては導管からのガス払出量と導管への受入量を通信設備、テレメーターで確認し、払出量と受入量の乖離を1時間当たり10%以内とすることとされています。

また29ページにありますとおり、年間ガス使用量が10万 m^3 以上100万 m^3 未満の託送供給においては、事前に想定された払出計画値を実際のガス払出量とみなすことができるという簡易な同時同量制度が認められています。

1月の報告書におきましては、ガス小売事業に参入する全ての事業者にとって、公平、透明、中立な制度とするため、抜本的な見直しを行うこととされました。

また議論の過程で、30ページから33ページにありますとおり、大手ガス事業者3社から提案がなされています。

1つ目がプロファイリング託送方式ですが、小口の託送供給について、通常の同時同量制度より注入オペレーションが容易になり、通信設備のコスト負担も軽減するものとしてご提案いただいています。

もう一つがロードカーブ託送方式ですが、導管の公平利用の観点から、全ての小売事業者に等しいオペレーションを求めるものとして提案されています。今後の同時同量制度のあり方が論点となります。

35ページ、導管接続などに係る努力義務です。ガス導管事業者には、導管の相互接続に係る努力義務が課されております。また導管接続を促すため、国が事業者間の協議を命令、裁定できる制度が創設されています。

努力義務の具体的内容、導管接続に係る協議を求められた場合において、これを拒否できる正当な理由の範囲、経産大臣が行う協議の開始・再開命令の発動基準が論点となります。

37ページ、最終保障供給です。一般ガス導管事業者には、都市ガスの供給が途絶する事態が生じないように、最終保障供給義務が課されています。

この最終保障供給を拒むことができる正当な理由の範囲、例えば一般ガス導管事業者の供給力が不足する場合、あるいは不払いの需要家の取り扱いなどが論点となります。また、妥当な料金水準が論点となります。

40ページ、ガス製造事業者、いわゆるLNG基地事業者の定義です。ガス製造事業者は届出制となります。

ガス製造業者に該当することとなる要件が論点となります。加えて共同基地などの場合に、どの事業者をガス製造事業者として位置づけるかが論点となります。

44ページ、ガス受託製造約款です。ガス製造事業者は、料金など、基地の第三者利用条件を約款として定めまして、経産大臣に届け出ることとされています。経産大臣は変更命令をかけられることとされています。

論点としましては、約款の内容、約款の記載事項、変更命令の発動基準、ガス製造事業者が第三者利用を拒否することができる正当な理由の範囲が挙げられます。

ガス製造事業者の情報公開が47ページでございます。ガス製造事業者はタンクの容量などを公表することとされています。

タンクの容量等のほか、公表事項をどうするか。公表することを要さない軽微な変更の範囲をどうするかが論点となります。

49ページ、ガス導管の整備促進措置です。需要調査費を託送料金で回収する仕組みなど、ガス導管の整備を促進するための託送供給制度のあり方をどうするかが論点となります。また、全体最適的な導管整備方針の策定も課題となっております。

この導管整備方針につきましては、51ページにありますとおり、本年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2015」におきまして、天然ガスパイプラインの整備のあり方について速やかに検討を進め、早期に取りまとめることとされています。

加えて、もともと平成24年6月に取りまとめられました天然ガスシフト基盤整備専門委員会の報告書におきまして、国が全体最適的な整備方針を策定し、それに基づいて民間事業者が整備を行っていくべきであるというふうにされております。この導管整備方針の策定が大きな課題となります。

52ページ、二重導管規制です。本委員会の報告書では、二重導管規制は維持することが適切とされておりますが、変更中止命令の判断基準については抜本的な見直しを行うこととされています。この変更中止命令の判断基準をどうするかが論点となります。

ご参考までに、53ページに現行の判断基準を記載させていただいています。

54ページ、需要家情報システムです。本委員会の報告書では、新規参入を可能とするために需要家情報システムの構築が提言されています。いわゆるスイッチングを円滑に進めるための仕組みをどうするかが課題となります。

ご参考までに、55ページに電気のスイッチングシステムを記載しておりますが、ガスの検討を進めるに当たっては、ガスの特有の事情、例えばガスには電気の広域的運営推進機関に相当する組織が存在しないこと、あるいはガス導管網は必ずしも連携されていないということ等、ガスの特性に十分配慮することが必要と考えます。

56ページ、取引条件の監視についてです。卸料金などの取引条件をどのように監視していくかが課題となります。この論点につきましては、先般の法案審議においても質問があったところで

57ページ、施行時期です。小売全面自由化の施行は、公布日である本年6月24日から2年6カ月以内の政令で定める日とされています。この施行期日をどうするかが論点となります。

以上が、ガス事業法に係る論点となります。

また、これまでの小委員会において、導管利用の公平性及び利便性向上を図るため、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの大手3社から、58ページ、59ページにあります提案がなされています。

例えば、(ア) 新たな同時同量方式の導入、(エ) 託送検討ルール of 改善、(オ) 託送収支の公表様式の追加などが提案されています。これらの3社の提案につきましても、引き続きフォローアップが必要との趣旨で、改めてご紹介させていただいています。

続いて、熱供給事業法に関する論点です。基本的にはガス事業法と同様の論点となりますが、例えば67ページ、熱供給事業者の説明義務・書面交付義務となります。説明事項、交付する書面への記載事項、書面交付義務が免除される場合などが論点となります。こちらは後ほど、議題4のところでご議論いただきます。

また70ページ、経過措置料金規制です。ほかのサービスを選択することが困難な状況にあるなどの場合には、経過措置として料金規制を課すこととされていますが、この指定基準、指定解除基準が論点となります。

以上、ご説明させていただきましたが、詳細制度設計における主要論点となります。ありがとうございました。

(3) 小売全面自由化等の詳細制度設計に当たっての事業者等からの説明

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは先ほど申し上げましたように、議題3まで説明を続けたいと思います。議題3「小売全面自由化等の詳細制度設計に当たっての事業者等からの説明」について、ご出席をいただいている各オブザーバーから5分以内でご説明をお願いしたいと思います。

それではまず最初に、日本ガス協会、川岸常務理事からお願いいたします。

○川岸オブザーバー

ありがとうございます。日本ガス協会でございます。詳細制度設計の検討に当たり、発言の機会をいただきありがとうございます。お手元の資料5に沿いまして、私どもの考え方、そしてこれからのご検討に当たってのお願いを申し上げます。

まず2ページをご覧ください。今般、本小委員会が再開されまして詳細制度設計を進めるに当たりましては、まず今回のガスシステム改革の目的について改めて再確認し、真にお客様の利益の増大につながる改革となる制度設計が求められているものと認識をしております。

次に3ページでございます。今回のガス事業法の改正は、電気・熱供給も含む「束ね法」案として行われました。その改正の趣旨は、エネルギー分野の一体改革を推進してエネルギー市場の垣根を取り払い、総合的なエネルギー市場を創出することと認識をしております。

私どもガス事業者も、これまでも地域とともに生きる企業として従来の都市ガス供給に加え、

エネルギーマネジメントサービスなどへ事業フィールドを拡大してまいりました。全面自由化後も、新規参入者の方々と切磋琢磨しながら、地域に根ざした総合エネルギー企業への取り組みを加速していく所存でございます。制度設計に当たりましては、こうした事業意欲が後押しされ、地方も含めた産業が活性化されるような内容となることを希望いたします。事業者といたしましても詳細制度設計の検討に積極的に協力してまいりたいと考えております。

4ページをご覧ください。詳細制度設計の内容は事業者の業務に大きく影響いたします。下の枠囲みの中に記載しておりますが、これまでの小委員会でも整理されているとおり、電力システムとは異なるガス事業の特性や実態を適切に反映した制度設計をお願いいたします。

5ページでございます。以上の基本的な考え方のもと、これからの詳細制度設計における具体的課題として記載の7項目を挙げさせていただきました。次ページ以降でそれぞれご説明をいたします。

6ページをご覧ください。まず①の天然ガスの利用拡大のサイクルを維持する仕組みでございます。2つ目の丸にありますように、需要家の利益増進につながる天然ガスの利用拡大の好循環、これを維持・継続していく仕組みをご検討いただくようお願いいたします。エネルギーの基本計画や、エネルギー需給見通しにも織り込まれております天然ガスのさらなる利用拡大に向けまして、今後も小売事業者と導管事業者がうまく連携・協力していく仕組みが不可欠と考えます。

次にその下の②の保安水準の維持・向上のための事業者間の連携でございます。これは保安の審議会におきましても慎重に審議され、いわゆる四位一体の取り組みが不可欠とされたところでございますが、特に小売事業者と導管事業者の連携につきましては、災害時も含め、今後、保安対策ワーキングにて検討される連携ルールの実効性を担保する省令や約款などの仕組みをご検討いただきたいと思います。

7ページをご覧ください。③の経過措置の適切な設定でございます。ご承知のように都市ガスは、電気やLPGなど他のエネルギーと厳しい競争のもとにございます。経過措置につきましては、法案の審議におきます衆参両院の附帯決議にもございますが、需要家保護の観点に留意しつつも、客観的なエネルギー競合の状況を踏まえて過大にならないようお願いいたします。経過措置の解除につきましても、競争状況など定期的に観測し、不要と判断された場合は速やかに解除いただくようお願いいたします。

次に、その下④の導管の整備促進と導管網の効率的活用でございます。先ほどの天然ガスの利用拡大のサイクルとも関連をいたしますが、導管整備には沿線の需要が不可欠でございます。報告書にも記載されました導管延伸と天然ガスの需要増加を一体的に進める方策をご検討いただきたいと思います。

また、一般ガス導管事業者は、その供給区域におきまして家庭用も含む多数の需要家への託送義務と最終保障を担っており、全面自由化後も最適な導管網の形成と託送料金低廉化への社会的な期待は大きいものと認識をしております。したがって供給区域内においては二重投資などの防止や、導管網の効率的な活用によりまして、利用者全体の利益の維持・向上を図ることが全面自由化においても重要と考えます。二重導管規制に係る変更・中止命令判断基準の見直しに当たりましては、これらの観点を踏まえた検討をお願いいたします。

次に8ページをご覧ください。制度対応への適切な準備期間について申し上げます。

既に多くの事業者が、全面自由化に対応した業務のあり方の検討に着手しておりますが、今後、詳細制度設計の内容が確定次第、早急に新たな業務フローを設計し、そのための各種情報システムの新規開発や回収に取り組む所存でございます。今後の制度設計議論に当たりましては、これらの作業への着手の時間軸も踏まえて、効率的・効果的となるようにご配慮いただければと思います。

また、ガスでは事業類型の見直しとともに保安の責任分担も変更されるため、事業者間の連携も含めた新しい業務フローの十分な検討が必要でございます。電力システム改革では2013年2月に最終報告書がまとめられておりまして、同年の8月から制度設計がスタートしており、今回のガスの制度設計は電気に比べ約2年おくれでのスタートとなりました。ガスでは電気における昨年の同時期と比較いたしましても、現時点におきましては実務レベルの議論はまだ進んでいないのが実情と思われれます。

このようなガスの特性及び状況を踏まえ、全面自由化の開始時におきまして円滑な業務を提供するための適切な準備期間の確保についてご配慮をお願いいたします。

その下、⑥の適切な検証の実施でございます。先ほどの改正ガス事業法のご説明にもございましたように、附則第75条に検証規定がございます。検証の項目につきまして、天然ガスの利用拡大を初めとする今回のシステム改革の目的の達成度合いが確認できるよう、具体的な内容を設定いただきたいと思います。

9ページをご覧ください。⑦の安定供給・保安等に必要人材の確保・育成でございます。法的分離の行為規制の検討に当たっては、安定供給や保安に係る人材の確保・育成、関連技術・技能の継承などに影響を与えないよう、必要かつ合理的なものとしていただきたいと思います。

最後に10ページでございます。私ども一般ガス事業者は、引き続き安定供給・保安の確保に全力で取り組むとともに、全面自由化後も円滑な事業運営を維持いたしまして、天然ガスの利用拡大と総合エネルギー企業への取り組みを通じまして、お客様利益の増大に努めてまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、日本コミュニティーガス協会、松村専務理事にお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○松村オブザーバー

日本コミュニティーガス協会の松村でございます。私どもの要望事項を申し上げたいと思ひますが、かなり細かくなりますことご承知おきいただきたいと思ひます。

簡易ガス事業につきましては、資料6の9ページまで概要を記しておりますけれども、簡易なガス発生設備によりガスを発生させ、これを導管により供給するもので、「一の団地」内における供給地点の数が70以上であるものをいいます。供給するガスは、ほとんどがLPガスになっていいます。

簡易ガス事業は、改正事業法におきましての事業類型では、託送義務を課さないガス小売事業の一部として整理されましたけれども、小規模ではありますものの導管等のガス工作物を有する等、実態が変わるわけではありません。

詳細設計に向けては10ページ以降に記しております、まず「一の団地」の解釈についてであります。簡易ガス事業という名称は法文上なくなりました。簡易ガス小売事業に含まれる事業の定義はそれでも全く変わっておりません、供給地点数70を境にして、ガス事業法とLPガスの販売事業を規律するいわゆる液石法のいずれの法律が適用されるのか、「一の団地」の解釈をわかりやすいものにすることが極めて重要でありまして、私どもの今後の事業の根幹をなすものと理解しています。

現在の「一の団地」の解釈は、資料6の12ページにもありますように、一般の人はもちろん、事業者でも非常にわかりにくくなっております。この際、法的安定性の観点から、既存の簡易ガス団地等につきましては従前と同様に取り扱いつつも、基本は特定ガス発生設備から導管で接続される供給地点の数が70以上のものといったシンプルなものに変更すべきだと考えております。

次に届出等の手続についてであります。これまでの簡易ガス団地ごとの許可制から、事業者単位の登録制になりますけれども、登録事項や提出書類は必要最小限のものにしていただきたいと思っております。例えば団地ごとの供給地点数は、自由化に伴い常に変化する可能性があります。そのたびに変更届出を必要とすることは事業者の負担が増大するだけだと思います。ガス小売事業になりますと、毎年度一定期間の供給計画を届け出るという全く新しい義務が生じることになります、これも供給能力が確保されているか否かの判断に必要な最小限の内容、書類の提出に

とどめていただきたいと思います。例えば供給地点数につきましては、この供給計画の内容として、いずれの団地でどの程度増減する見込みかということが明らかになればいいわけで、年度途中での変更届等はいらなくなると思っております。

次に円滑な簡易ガス事業の継続には、これまで同様に、いわゆる公益特権に係る他法令による特例措置の維持が必要であります。道路法では一般、ガス小売事業というものが義務占用の対象から除外されましたけれども、導管の維持・改修は引き続き必要でありまして、円滑な許可が得られますよう、熱供給事業と同様の、国土交通省から各道路管理者への通達発出について要請していただきますようお願いをしたいと思います。

最後に、料金規制に係る経過措置についてであります。改正法附則では、旧簡易ガス団地におきましてもガス小売事業者間の適正な競争関係が確保されていないこと、その他の事由により、大臣が指定するものについては料金規制を行うことができるとされています。

規制なき独占が懸念される地域の指定基準として、資料4の14ページでは、都市ガス利用率75%以上というのが例示されていますけれども、これは一般ガス事業を念頭に置いたものと承知しています。

簡易ガス事業は、ガスの導管供給がなされていない地域に導管を延伸して普及を図っていくという一般ガス事業と異なりまして、その団地の開発や建設の際に100%を前提に導管を敷設しておりまして、利用率であるとか普及率といった概念にはなじまないと考えております。それが7割弱と、100%になっていないという現状は、全体としてみれば既に競争状態にあることを示しているというふうに考えます。

なお、標準係数による簡易ガス団地の料金算定の要素であります平均販売数量は、100%を前提にした許可件数によることとされておりまして、仮に利用率等を指定基準として料金規制を行うおとすときは、料金算定上も許可件数ではなく、実態に応じて調定件数によるものに考え方を変更していただく必要があります。

いずれにしても料金規制を課す団地の指定は、要は消費者がエネルギー供給先を選択できる環境にあるかどうかという視点で判断されるべきと考えております。

以上、簡易ガスの実情をご賢察の上、ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは次に電気事業者からの説明を、東京電力株式会社、佐藤執行役員にお願いいたします。

○佐藤オブザーバー

東京電力の佐藤でございます。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。小売全面自由化に向けた詳細制度設計に関し、新規参入者の立場から要望をお話しさせていただきます。

2ページをご覧ください。我々電力は、都市ガスの原料であるLNGを扱う事業者として、平成29年の小売全面自由化を機に、電気とあわせガスの販売を通じてお客様利益の最大化に一層貢献できるものと考えており、またそういったお客様の期待に応えるという使命感を持って準備を進めているところでございます。

3ページをご覧ください。一方、小売全面自由化に当たっては、公平な競争環境を確保するための制度設計や、お客様がガス会社を円滑に乗りかえられるための仕組みづくりなどの面でまだ不十分な点があり、1年先行する電力の自由化プロセスを参考にしながら遅滞なく準備を進めていただく必要があります。

4ページをご覧ください。そういった仕組みの構築に向け、これまでの検討において我々が特に重要と考えている視点は、お客様の選択肢拡大、事業者間のイコールフットィング、託送料金の低廉化の3つであります。

実効性ある小売全面自由化と、真の意味でのお客様の利益最大化の実現を目指して意見を述べさせていただいてまいりました。その結果、前回の報告書では、二重導管規制、同時同量制度、託送供給制度については抜本的な見直しが必要、あるいは早急な実現を図るべきと整理され、ガス事業者との個別協議で一部成果を得ているところであります。しかし一方で、同時同量制度に代表される重要な論点については、双方の見解の相違もあり、個別協議の限界が見えつつあります。こうした論点については、改めてこの場において、実効性のある成果とすべくご議論をいただきたいと考えております。

今回はそういった議論に当たりまして、我々が特に重要と考えている個別項目について、4ページ以降にまとめております。主だったところを簡単にご説明いたします。

まず二重導管規制につきまして、6ページ、7ページにお示ししたとおり、新規参入者がガスを供給する際の変更・中止命令の判断基準となる既存導管網を利用する需要家への著しい利益阻害性の考え方、影響度合いの尺度などを踏み込んで議論し、新規参入者や未熟調ガスを要望される需要家が納得できる判断基準の見直しをお願いいたします。

次に同時同量制度につきましては、8ページ、9ページにお示ししたとおり、導管ネットワークの持つ貯蔵機能の公平利用、1時間単位での同時同量の緩和、計量メーターの通信機器が不要となる完全な簡易同時同量など、全ての事業者にとって公平、透明、中立な制度となるよう見直しをお願いいたします。

5ページをご覧ください。前回は深掘りされなかったものの、今回の小委でぜひ検討をお願い

したい事項について5ページにまとめております。

まず託送料金制度に関しましては、我々の思いと同じく、事務局ご提出の資料において託送料金に含める費用の範囲、託送料金の査定のある方が論点として明示されております。託送料金の低廉化に向け、ぜひこの観点からのご検討をお願いいたします。

また、導管部門の中立性確保に関しましては、11ページにお示ししたとおり、今回の小売全面自由化に伴って行為規制の対象が現行の規制分野にまで拡大され、かつ保安責任区分が変更されることから、業務効率性と適正な競争環境の両立が図られるよう整理していただきたいと考えております。

次にスイッチングシステムの構築ですが、これは12ページにお示ししたとおり、平成29年の全面自由化までには必ず必要となるものです。先行する電力の自由化プロセスを見ればシステム整備の必要性は自明であり、遅滞なく準備を進めていただきたいと思っております。

また、5ページの表にも、これ以外にも、電気では既に実現しているマンション一括供給や部分供給など、お客様選択肢の拡大に資する制度の導入についても課題として挙げさせていただいておりますので、今回の場においてぜひご検討をお願いいたします。

以上となりますが、最後に、今まで述べたような論点が今回の小委で検討され、詳細制度設計に反映されれば、必ずや経済性、利便性の面で社会全体のメリットにつながるものと確信していることを申し添えまして、私どもからの要望の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、国際石油開発帝石株式会社、奥園ジェネラルマネージャーをお願いいたします。

○奥園オブザーバー

INPEXの奥園でございます。本日はガス導管事業者としまして発言の機会を頂戴しましてまことにありがとうございます。

弊社の場合、LNG基地やパイプライン等の供給設備につきまして、一般ガス事業者の皆様と同様のインフラを保有しているわけでございますが、事業の成り立ちからしまして、その利用方法等には当社なりの経緯がございますので、それらをご紹介した上で、詳細設計に係るご留意いただきたい点などを申し上げます。

それでは資料に沿ってご説明申し上げます。1ページ目でございますが、ご参考までに弊社の会社概要を記載しております。国内外における石油・天然ガスの開発を主体としまして、その

生産物を主に日本向けに供給を行い、我が国のエネルギー需給率向上に貢献すべく事業を行っております。

続いて2ページ目をご覧いただきたいと思いますが、弊社の国内ガス事業の概要をご紹介します。右側は天然ガスの供給インフラの状況、それから左側につきましてはガスの販売量と主要導管の延伸履歴を示しております。ただ残念ながら、左側の資料のガスの販売数量の推移がちょっと薄くなって見えておりませんので少し解説いたしますが、ガスの販売量としましては、1960年から示しておりますが、このあたりが5億 m^3 、1970年あたりが10億 m^3 、それから1985年あたりが5億 m^3 に一度落ちまして、95年では7億、2010年では16～17億、それから2025年あたりでは25億 m^3 程度を目指しております。そういった線をちょっと補足してお聞きいただきたいと思います。

この左側のグラフでご説明いたしますけれども、弊社の場合、新潟県上越市におきまして、初めての主要ガス田であります頸城ガス田を発見いたしまして、1959年に生産を開始いたしました。1962年には延長約300kmでございますが、東京ラインを建設いたしまして、これによって新潟県から東京都まで国産天然ガスの供給範囲を大きく広げております。

また1970年には、同じ新潟県柏崎市で東柏崎ガス田というのを生産開始しまして、ガスソースの拡充もできまして、東京ラインを敷設後の約10年後にパイプライン投資に見合う販売量を達成しております。しかしながら、これらのガス田における生産量はその後、急速に減退いたしまして、探鉱活動に尽力しましたものの生産量を維持することはかなわず、まことに申しわけないことですが、既存のお客様に対して供給量の削減をお願いせざるを得ませんでした。

その後、探鉱活動の努力がようやく報われまして、1979年には国内最大級の南長岡ガス田を発見、1984年から生産を開始しております。同ガス田の豊富な埋蔵量を背景にしまして、既存のお客様に対して積極的な営業活動を再開するとともに、弊社供給体制への信頼回復にも努めてまいりました。

1990年代後半からは既存の東京ラインに併設する形で、新東京ラインを敷設、2002年以降につきましては、天然ガスの未普及地域でした松本、甲府、入間ライン等を新設することで新規のお客様も開拓できまして、販売数量も徐々に拡大しております。2000年代以降、天然ガスニーズが高まりを見せまして、安定供給への信頼を失うことの過去の反省から、探鉱活動と並行しながら、2010年には新設しました静岡ラインを通じましてLNGの気化ガスを導入開始。また2013年には新潟県上越市に直江津LNG基地を建設しまして、安定供給体制の強化を図っております。加えまして現在は、パイプラインガスの未普及地域である北陸方面に向けまして、富山ラインも建設中でございます。

最後の3ページ目でございます。弊社の事業成り立ちを背景としますLNG基地やパイプラインの利用計画に係る当社の特性と、今後のご議論でご留意いただきたい点をまとめております。

まず1点目でございます。弊社はおお客様に対する安定供給の責務を果たし続けるために、自然減退が避けられない国産天然ガスを補完・代替すべく、直江津LNG基地を建設いたしました。現在は国産天然ガスの生産量と需要規模のバランスから、直江津LNG基地の稼働率は高くございませんけれども、将来の需給見通しに基づきまして、オーストラリアのイクシスLNGの導入を決定しております。近々にも基地の稼働率を高めていく計画でございます。

また、現状では安定的な生産状況にあります国産天然ガスでございますが、自然相手の操業でもございまして、想定外の実産量の減少時には、直江津LNG基地の受入余力にLNGを急遽導入することによりまして供給ソースを迅速に代替するという可能性も見込んでおります。したがって、LNG基地の受入力の考え方などにつきまして、今後のご議論において一定のご配慮をいただきたいと考えております。

2点目でございます。以下はご参考として当社の特性を述べております。

当社は天然ガスの利用拡大を図るとともに安定供給体制を確保すべく、将来の需要規模を見据えた先行投資的な意思決定を行いまして、導管網やLNG基地などの供給インフラを整備してまいりました。

他方で、点在する需要地をつなぐ長距離のパイプラインでは想定需要量の到達までに相当な時間を要しますし、また必ずしも想定した需要の確保に至るとは限らず、足元での託送収支は赤字の状況でございます。当社の場合、いわゆる総括原価制度のように天然ガス販売価格を託送料金の増加分だけ値上げさせていただくということは制度的に担保されておられません。したがって、当社が行う先行投資は長期的な視点でコストを回収していくという考え方が不可欠でございます。

今後の自由化に伴う競争激化によって、需要の獲得はこれまで以上に厳しくなると思われませんが、仮に予見可能性に乏しい短中期的な制度改正が行われるとすれば、当社の国内事業推進の考え方自体も見直さざるを得なくなる可能性もございます。したがって、既に報告書にも記載していただいたとおり、柔軟な託送料金の設定ルールなど、コスト回収の見通しが可能となるような現行制度の仕組みをぜひ踏襲していただきたいと考えております。

最後の3点目でございます。少し1点目と重複しますが、当社は今後とも天然ガスの利用拡大のために、国内ガス田の探鉱開発による安定生産量の確保とともに、LNG導入による安定供給の責務を全うしてまいり所存でございます。

既に公表しておりますとおり、国産ガス生産量をできるだけ維持すべく、南長岡ガス田の回

収率向上のための越路原プラント設備の増強投資、また新規ガス田の発見・開発に向けまして島根・山口沖において天然ガスの調査作業も実施する予定でございます。加えまして安定供給を担保するための直江津LNG基地に向けまして、自社開発LNGを長期期間投入することによって、ガスサプライチェーンを構築、万全の供給体制を期しております。

他方で、こうした国内のガス田開発や生産設備の拡充を行う際には、国内ガス市況に大きく影響するLNGの全日本CIF動向を意識せざるを得ないわけですが、今般のガスシステム改革の成果としましてエネルギー間競争が一層進展していくものと思われまことに、当社の国内投資に見合う国産ガス販売価格のあり方につきまして、今後改めて検討する必要があるのではないかと考えてございます。

説明は以上でございます。これからの議論に応じ、当社の事業特性を踏まえた意見も申し上げる機会もあると思っておりますけれども、制度変更による競争の促進と、それから事業者リスクへの影響、この2つのバランスをよく考慮していただき、ガス利用の拡大に資する詳細設計を進めていただけますようお願い申し上げます。

発言は以上です。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、石油資源開発株式会社、中島経営企画部長にお願いいたします。

○中島オブザーバー

本日はご説明の機会をいただきましてまことにありがとうございます。

お手元の資料9をご覧ください。先ほど資料4でご説明がありました論点のうち、弊社事業に関係の特に深い点について記載をさせていただきました。本日は時間が限られておりますので、要旨のみをご説明させていただきたく存じます。

まずスライド2ページをご覧ください。小売事業につきましては、新たに自由化される小口供給と、既に自由化済みの大口供給との間に、供給条件や需要家側の交渉力等に大きな相違がございます。小売全面自由化に伴う小売事業規制は、一般消費者保護のために特別な手当てを要する事項には配慮しつつも、そうした大口・小口の相違や全面自由化の目的を勘案して、必要最小限の規制にすることを重視していただくべきではないかと考えております。

したがって、全面自由化に伴い大口・小口の概念は消失するとはいえ、小売事業全体に一律の規制を課すのではなく、特に自由化済みの大口に新たな規制がかかることのないよう、大口・小口の実質的な差異に着目した丁寧な制度設計にご留意いただきたいと思います。

3ページと4ページに、今申し上げました点について若干詳しく説明を記載してございます。

ここは省略させていただきます。

スライド5ページをご覧ください。ガス導管事業規制についてでございます。導管事業を一般ガス導管事業と特定ガス導管事業に区分していただきましたので、この趣旨を踏まえて、それぞれについて事業の実態を踏まえた丁寧な制度設計をお願いしたいと存じます。

その上で、特定ガス導管事業者につきましては、現行のガス導管事業者が基本的にはそのまま移行するものと考えておりますので、特定ガス導管事業に適用される規則等につきましては、原則としてガス導管事業に対する現行の規則等と同等のものとするのが適当ではないかと考えております。

具体的には6ページに、現行特定導管の定義を踏襲すべきと考えること。

それから7ページに、約款に係る規則等につきまして、現行と同等とした上で原価の範囲には引き続きネットワーク、圧力維持にかかわるコストを含めるべきであると考えていること。

8ページでは、今次、改正で新たに課されることになりました供給計画の届出・公表義務に関し、これは法律の形式上、一般ガス導管事業者にそろえるために入った条項と理解しておりますので、特定ガス導管事業の実態に照らして運用が過大なものにならないように留意いただきたいこと。

それから9ページ目に、これも新たに課されました導管接続に係る努力義務の規定に関する留意点について、それぞれ記載をさせていただきました。

スライド10ページをご覧ください。ガス製造事業の規制につきまして、報告書に、「料金については、一律の料金表を示すことは困難であるため、料金算定のルールを定めて届け出ることを義務づける」と記載されたことを踏まえまして、政省令では事業者がみずから定めるルールを届出・公表することを規定する内容とすべきであり、余力の公表も含め、余り厳密な約款等の作成基準を設けることはかえって基地の利用余地を限定してしまうおそれがある点にご留意いただきたいと考えております。

また、報告書に記載された基地への出資者による利用条件と、完全な第三者の利用条件との関係や、基地投資インセンティブの確保に十分配慮した詳細制度設計を行う必要があるという点につきまして、弊社といたしましてもこれは必須であると考えております。

この点につきまして、11ページに若干詳しく記載をさせていただいております。

また12ページには、約款にかかわる規則等に関する弊社の考えを記載いたしましたけれども、こうした論点につきまして、この資料には書いてございませんけれども、報告書の34ページに、基地は導管網の建設ほどの困難は伴わず、制度的な独占を認める必要性はない旨の記載がございます。したがって、基地に導管と同等の開放義務や内外非差別を求める必要もないという認

識に私ども基づいております。

また、総括原価で回収されてきた基地と、そうではない基地の存在という点にもご留意いただきたいと考えておるところでございます。

弊社は、現在、福島県相馬港に自社基地を建設中でございます。今回の改正の趣旨も踏まえた基地の有効利用について検討しておるところでございますけれども、規制がこれを阻害することのないようにぜひともお願いしたいと思っております。

最後に、スライド13ページと14ページに導管の整備促進措置並びに卸取引監視について言及をさせていただいております。いずれも規制強化につながる部分については慎重にご検討をお願いしたいと考えております。

弊社からは以上でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、全国LPガス協会の崎村副会長にお願いいたします。

○崎村オブザーバー

全国LPガス協会の崎村でございます。このたびは発言の機会をいただきましてまことにありがとうございます。それではお手元の資料10に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず1ページ目でございます。LPガス販売事業者によるガス小売事業への参入の形態につきましては、以下の3つの方法があるというふうに考えております。

1つは都市ガス事業者の需要家を切りかえること。2番目は転換。LPガスの需要家を都市ガスへ燃料転換していく。3番目が新規ということで、新たに建設をされます住宅・工場等に都市ガスを供給する。以上の3つの方法が考えられると思います。

これに基づきまして、ガスシステム改革の課題につきまして発言をさせていただきます。

2ページをお開きください。1点目でございます。卸取引の選択肢拡大に向けた環境整備についてでございます。

LPガスの販売事業者がガス事業に小売参入する際、3つの方法が考えられます。まずAのパターンでございます。みずからLNGを調達し、製造委託、託送委託を通じ小売を行う。次にBのパターンでございますが、製造事業者等から卸売を受け、託送委託により小売を行う。3番目のCのパターンは、製造事業者等から需要家のメーター先で卸取引を受け、小売を行う。

LPガスの事業者にとりましては、卸供給元の選択肢が限られている場合が多く、特に卸供給元が1社に限られる調達環境のもとでは価格等の交渉力が極めて弱くなります。公平に競争に参加できますよう、卸取引市場の設置、または卸価格の調査・公表を実施するようお願いいたし

ます。

また、政令で定める電力・ガス取引監視等委員会によるあっせん・仲裁の中に当該卸売価格に関する項目を掲げるようお願いをいたしたいと思ひます。

3ページでございます。託送料の算定方法につきましてでございます。託送料も卸売価格と同様に小売料金設定の重要な要因であります。したがって小口の需要家向け託送料算定の基礎となります項目内容、並びにその算定基準についての策定に当たりましては、可能な限り託送料が低廉化されるようお願いいたします。

4ページでございます。ガスの小売事業に関する管理体制についてでございます。都市ガス業界におかれましては、不断の努力によりまして消費者との信頼関係を築いてこられました。今後ともこの信頼関係を維持していくためには、新規参入する小売事業者も販売業務に関して、販売業務管理規程を策定し、自主管理体制を構築することが望ましいと考えております。

まず1点目が販売業務を監督する責任者の選任でございます。2点目が契約内容の説明の方法。3点目は消費者からの相談・苦情に対する対応方法。4点目は従業員に対する教育・研修等々です。

ご参考までに、次ページにL Pガスの販売管理体制の一例を記載しております。液石法に定められている国家資格を持った業務主任者が販売から保安までの監督を行うことになっております。

続きまして6ページでございます。法第2条の「一の団地」の解釈についてでございます。法改正後におきましては、いわゆる簡易ガス事業における「一の団地」の解釈については、一つの導管でつながっているなど、消費者及び事業者が理解しやすいものとするようお願いをいたしたいと思ひます。

最後に7ページでございます。自由競争業種としての経験から述べさせていただきます。L Pガスの販売事業は、これまで自由競争の中で、都市ガス、電力などと顧客獲得競争を行ってまいりました。既に自由競争をしております経験に基づきまして、以下の2点についてお話をさせていただきます。

まず1点目でございますが、紹介業者（ブローカー）についてでございます。関東地方を中心に一部の販売事業者が紹介業者を利用して他社から顧客を切りかえています。その際に、消費者との間で契約トラブルを多発させる紹介業者と販売事業者がいるということでございます。

2点目は貸付配管・貸付機器についてでございます。家賃や分譲価格を低く見せたいという建設・不動産業者からの要請によりまして、L Pガス販売事業者の負担で配管工事及びガス機器等を設置し、需要家に貸し付けて、月々のガス料金で需要家から回収するということが恒常化しております。したがって、電力・都市ガスの小売業界において、このような行き過ぎた商行為

が広がらないよう関係省庁と調整をお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは最後になりますけれども、日本熱供給事業協会の田嶋専務理事をお願いいたします。

○田嶋オブザーバー

日本熱供給事業協会の田嶋でございます。本日は熱供給事業につきまして、なじみのない委員の先生方もいらっしゃると思いますので、簡単に熱供給事業につきましてご紹介をいたします。その後でもって、私どもの要望を述べさせていただきたいと思います。

資料11でございます。2ページをご覧ください。熱供給事業とは、地域冷暖房を行うために加熱もしくは冷却された温水、冷水、蒸気を1カ所のプラントでまとめて製造し、導管を通じて複数の建物に供給する事業でございます。まとめて製造して供給する、このために省エネ、省CO₂、省スペース等のメリットが生ずるわけでございます。

3ページにまいります。熱供給事業は全国各地で行われており、現在76社、137地区ございます。地域別では関東、近畿、中部、特に東京、大阪、名古屋などの需要密度の高い地区に集積してございます。供給区域面積は国土全体の約0.01%、事業者の規模は平均で資本金8.3億円、従業員18人と小さく、周辺のエリア一体に供給するというよりは、むしろ時点型のビジネスということが言えると思います。

この熱供給事業の事業主体としましては、ガス、電力などのエネルギー会社、不動産会社、鉄道などの運輸会社、それに地方自治体などが参画しております。これに要する原燃料でございますが、都市ガスと電力が大多数ですが、清掃工場の排熱とか、河川水、あるいはコージェネの排熱などの未利用エネルギーにつきましても13%ほど活用されております。

4ページをご覧ください。ここには熱供給システム導入の効用について記載してございます。個別熱源システムと比較しまして、約10%の省エネや省CO₂に貢献しております。未利用エネルギーを活用いたしますとその効果は倍増いたします。また、お客様の建物での熱源システムが不要となるため、スペースの有効活用や景観の向上に寄与いたします。さらに熱供給システムが持つ蓄熱水槽などの活用によりまして、地域防災への貢献が可能なサイトも数多くございます。

熱供給事業のご説明は以上とさせていただきます、5ページにまいります。

5ページは、熱供給事業法改正に伴う政省令の見直しに対する私どもの要望でございます。熱供給事業法の改正によりまして、サービスの拡充や、参入、創意工夫、運営がしやすい環境をつ

くり、熱供給事業の健全な発展を促進するために、とりあえず以下の点についてお願いさせていただきます。

最初の（ア）は、法改正によりまして事業参入がこれまでの許可制から登録制に変わりますが、需要、供給といった登録項目は、自由化によりまして頻繁に変動する可能性が高いものでございます。このために需要につきましては、供給区域全体の想定時間最大需要値を登録することとし、供給については、供給能力最大値を登録するものとしていただき、それらの変動につきましては、基本的には届け出とし、例えば20%以上など大幅に変動するときだけに登録変更としていただきたいと思います。

次の（イ）は、そのほかの登録する事項につきましても、なるべく簡素化していただきたいと思います。

3つ目の（ウ）、これは法改正によりまして、温度・圧力等の供給条件を定めた、認可を受けた供給規定がなくなります。そういったことから、温度・圧力等の供給に関する事項につきましては、事業者側の記録保管にとどめるということにしていきたいと思いますというお願いでございます。

次の（エ）は、会計整理についてでございます。現在、事業者は、会社法に基づくものと熱供給事業法で求められるものとの2種類の会計整理を行っておりますが、これを簡素化するために、会社法に基づく一般的な会社計算規則による会計についても選択可能にしていきたいと思いますと存じます。

次の（オ）は、二重投資規制についてでございますが、需要家、お客様の利益を著しく害するおそれがあると認められる場合に登録拒否できるという二重投資規制、これにつきまして、その解釈基準を明確化していただきたいと思いますというお願いでございます。

最後の（カ）は、需要家保護のために、料金認可等の規制が残ります指定旧供給区域についてでございます。指定旧供給区域に指定されるかどうかわかりませんと法改正の対応の準備ができません。できるだけ早くこの指定旧供給区域の指定の決定をしていただき、一定の準備期間を確保するために、とりあえずまず指定供給区域の指定基準を早期に明確化していただきたいと思いますというお願いでございます。

日本熱供給事業協会からのご説明と要望は以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

議題の1から3まで、これについて説明は全て終了いたしました。事務局から説明のありました論点、それからオブザーバーからのご説明、ご発言の内容について、これから討議、ご審議を願いたいと思います。例によってご発言される、あるいはご発言をご希望の方は、お手元の名

札を立てていただくようお願いいたします。

それではどなたからでも結構でございますので、何かご質問、あるいはご意見ありましたら、ご発言を願います。いかがでしょう。

それでは柏木委員、どうぞご発言ください。

○柏木委員

この資料4で事務局がおまとめになったいろんな論点、これまで前回やってきたものが非常によくまとめられて、わかりやすかったと思いますが、ただ非常に重い問題ばかりが並べられていて。

まず1つ目のポイントが、ここに書いてある、例えば経過措置の料金規制、この経過措置というのはどういう形でピリオドを打って、参入者がどれだけふえたら自由化のこの法律が機能したという定義になるのか。そこら辺も全て程度論になるような気がしてまして。

これを具体的にこれから事業者間の合意をもって、事務局がやはりある落としどころを決めながら評価基準を、こうこうこういう評価基準をもって何パーセントとか、あるいは料金がどれだけ下がってくるとか、いろんな要件があると思いますけれども、それをどういう形でこれから、程度論で決めなきゃいけない話をまとめていくその手法とは、どういうふうにこれから考えていくのかというのが1つ目のポイントだと思います。

あと二重導管規制だとか、あるいは同時同量規制とか、これはもうBtoBで、やはり納得のいくところで、ある程度落としどころを見つけていくということになるんだろうと思います。ただ、料金にしても、自由化ということになりますと、ガスシフトをどう考えるのか。コージェネがこの間の長期需給見通しの中でも1,190億kWhを2030年までにどうにか達成したいと。これオンサイトですから、オンサイト全体が9,808億kWhぐらいですから、大体12~13%になるわけですね。ですから遠方から運んでくる電力に比べて、コージェネはオンサイトの電源ですから、その量をこれから達成していくということになりますと、やはりガスシフトを随分進めていくということになってくると思います。

そうなったときに、昼間やはり電力のピークを迎えることが多い電力料金は随分変動する可能性も出てくるわけで、今までのように一定の料金でできるわけではありませんから、ガス料金をそういう意味で同時同量というのも電力料金の変動とともに、どういう形で、例えばフラットでベースロードみたいに一定の料金でずっと持って行って、そしてピークのところだけは高くするとか。これはピークするとき、例えば昼間のガスはこれによってコージェネで電力に変換し、熱を排熱で、熱利用で使い、出てきた電力は市場で売れると。これはピーク時電力なので高く売れるわけですから、それが非常に安いガス料金で、電気を作り高く売れるということ、それも

先見性になってしまいますので、そういう料金変動に対して同時同量あるいは二重導管規制をどういうふうに考えていくのか。非常に複雑に、お互いにそれぞれの問題、課題が単一で議論できない場合があるんじゃないかと考えます。

そこら辺をブロック分けする必要も、これからこの制度を公平に運用していくためには必要になってくるんじゃないかというようなことを考え合わせますと、今回のポイントは非常によくわかりますけれども、そこをこれからもう少し、もう一步突っ込んで、BtoBの中でワーキングをつくるなりして、ポイントを少しグルーピングしながら最適化を求めていくような手法も同時に必要になってくるんじゃないかと。一応コメントですけれども、そんな感じをして、今聞いておりました。

○山内委員長

ありがとうございました。

言い忘れかもしれませんが、ちょっと時間の関係がありますので、今コメントいただきましたけれども、何かご質問で質疑ということにつきましては少しまとめて、質問と回答というふうにしたいと思います。

それでは松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員

全てコメントですので本日の回答は不要です。この後の議論でおいおいお答えいただけるものと思います。

まず、事務局が多くの課題を整理してくださったのはありがたかった。こういうことをこれからやらなければいけない。大変なことだということは皆よくわかったと思う。しかし問題にはかなり軽いものと重いものが混在している。

軽いものというのは、基本的に業界、あるいは新規参入者と調整して、例えば様式をどうするかとかいうもの。そういう類いのものは基本的に皆がやりやすいやり方を採用し、原案が出てきた後、これだけでは消費者の観点から少し不安とかということがあれば若干修正するくらいで十分。この類いの技術的な課題は、多くの時間をかけなくてもいい。そういうものもかなりあるような気がします。こういうものに関しては、速やかに業界と調整して原案を出していただければ、効率的に進むと思います。

一方、相当インテンシブに議論しないととても決着しないようなもの、相当もめそうなものもあります。経過措置料金だとかいう類いのものはきっとそうだと思いますから、そういう類いのものと技術的なものは区別していただいて、議論が必要なものについてはなるべく早い段階で、時間切れにならないように論点を整理して出していただければと思います。

次。電力と違って広域機関がないということを前提としたプレゼンテーションが続いたと思います。事実として広域機関がない。日本全国でパイプラインがつながっているわけではないので、広域機関をわざわざガスで作る必要性は相対的に小さく、現時点では作ることを想定しないという意志決定をしたことは、合理的だったと思います。

しかし一方で、その結果として、中立的なところが、接続だとか設備形成だとかを議論する場が、ガスの場合にはないということは自覚する必要があると思います。とすると、電気で広域機関が果たしている役割は、かなりの程度、事務局が、あるいはエネ庁全体が担うことになるだろうし、あるいはその一部はこの委員会が担うということになると思います。したがって責任は相当に重いということは事務局だけではなく、ここに座っている委員も自覚する必要があると思います。

次。ガス協会の参考資料でも導管網がつながっていないという図が出てきました。他の方々のプレゼンテーションでも当然の前提となっていたと思います。日本ガス協会は、客観的な事実として書いているということだと思いますが、つながっていないのは事業者だけの責任ではないけれども、事業者の責任でもある。事業者が、民間経済主体が主導して導管を建設していくことを強く主張し、それにお任せしている。お任せした結果としてまだ導管がつながっていないことがあるわけですから、ガス協会に、この問題を他人事のように言われても困る。

つながっていないということが電気とガスと大きく違う点だとして、前回のラウンドでは、導管投資を促さなければいけない。だから厳しい競争をさせるよりも投資を促進するほうが先じゃないかとかいうようなこと、さすがにそこまで露骨なことは恥ずかしくて言えないとしても、それに近い発言とが相次いでいたと私は認識している。これについてはもう一度きちんと考えていただきたい。

投資を行わせるために競争を抑制するのは本当に合理的ですか。逆ではないのか。つながっていないのだから、電気に比べても競争は抑制的になる。大阪ガスと東京ガスが直接競争するというようなこと、連系線をまたいで関電と東電が競争することだって電気なら原理的にはあり得るが、ガスの場合にはそれが無い。だったらガスはより競争基盤は脆弱で、だからこそより一層厳しく競争環境を整えるような制度設計をするのが自然な発想だと私は思います。

導管を整備しない結果として競争が抑制されるという効果は電気でもあり、したがって連系線の投資は一般電気事業者に任せた結果非常に貧弱だったわけです。これに関しては、連系線の投資を事業者にやらせるために競争を抑制しようなんていう愚かな話は電気の改革では出てこないし、もちろん採用されていない。そうではなくて、きちんと第三者が言いつくらせる。今後は広域機関が主導するという側面もありますが、発足以前にも電気ではあった。もし本当に投資

が必要なのだとすれば、投資を促すような、広域機関に対応するような、あるいはその前に電気が出てきた議論に対応するようなものを考えるのが筋だと思います。この後の議論で投資を促すためには競争は余りさせない方がいいなどというような妙な議論が出てこないことを願っております。

次。電気とガスが違うというようなこと、繰り返し指摘されてきました。私は前のラウンドではこれを強調し過ぎたと思っています。つまり電気とガスは確かに全く違う側面もあるけれども、共通の側面もある。電気と共通な側面であれば電気のものを基本的に踏襲してやっていけばいい。もし違うとすれば、どう違うのかをはっきり言った上で、論理的にどうして電気と違うことをやらなければいけないのかということをしちゃんと説明すべき。電気とガスが違うとただで、思考を停止してしまうような短絡的な発想はやめるべきだと思います。

電気とガスでは事業者数が全く違う。大手と中小では状況が大きく違う。これは全くその通りで、電気でも沖縄電力ですら特別な配慮をしている。あるいは特定電気事業とかというようなところでは、当然大手と同じ規制はしないということから考えて、大手と中小を分けるのは、合理的だと思います。しかしガスの大手に関して電気と違うということの説明には全くならないと思います。

何がどう違うのかということをしちゃんと説明する。一般ガス導管事業者と特定ガス導管事業者という、小売を持っていない、あるいは総括原価と地域独占に守られていなかったネットワーク事業者がいるとかという違いがあるということのご指摘も今日ありました。そういう具体的な指摘があり、そこから論理的に出てくる具体的な帰結という形でちゃんと議論していただきたい。電気とガスは違うと一言言うだけで思考停止することはやめるべきだと思います。

次。委員会のメンバーがかわって、事務局もかわったことによって、今までの議論をチャラにして、より既得権益を持っている人に優しい制度設計にならないようにぜひお願いしたい。もしそんなことをしたら、本当に今度こそ信頼を失ってしまう。そういうためではなく、よりよい制度をつくるためにつくりかえられているということを自覚していただきたい。新たに加わったメンバーを見れば、その心配はないとは思いますが。

そのための試金石の一つは、私は二重導管規制だと思います。二重導管規制に関しては抜本的に変えるということしか報告書にちゃんと記述されていないけれども、このやりとりでさんざんどういう方向なのかということは議論されたはずで。そのところをチャラにして、極めて緩い規制になり、新規参入者にとって極めて厳しい規制になるなどというような、改革が後退するようなことは決してないように。前に出てきた議論をしちゃんと踏まえて、適切な二重導管規制が出てくるものと理解しています。

卸規制についても同様に、競争基盤が極めて重要なパーツですから、きちんとしたものが出てくると期待しています。

次、託送料金の審査です。いろいろ課題はあると書いてあるのですが、さらっと説明されたような気がしてちょっと心配しています。山内委員長は骨身に沁みて認識しておられると思いますが、電気の料金審査はめっちゃめっちゃ大変でしたし、これからもきっと大変です。

まず、電気の場合には大きな基本方針を有識者会議で時間を掛けて議論した上で決め、その後、具体的に全体の審査をし、その後、今度、託送料金の申請というのが出てきて、これからやることになります。電気の場合、8月に申請が出てきて、9月から始めて、要するに半年ちょっと前ぐらいに始めて終わらせるということだから、同様に、ガスも、仮に自由化開始が2017年4月であれば、その半年前に始めればいい、などと思われたら絶対に困る。電気の場合にはその前に膨大な議論があり、それから料金審査で膨大な経験を積んで、それを踏まえてぎりぎり間に合うというぐらいのタイミングだと認識しています。あらかじめ相当に議論をした、準備した後でないとも間に合いません。

仮に電気の料金の審査をしたチームに4月以降丸投げするということがあったとしても、1年前の4月ぐらいから始めないと間に合わないというようなことだって十分あり得るし、もし料金審査の経験の乏しい別の人に任せるなら、よほどの手抜きをするつもりならともかく、4月からでも間に合わないかもしれない。更にその前には基本方針がかなりの程度決まっていなくて困る。

今日出てきた話でいうと、託送料金の中に、需要開拓費をちゃんと含めてくれというような要望が今後よりはっきり出てくるとは思います。需要開拓費を入れるなどというのは、電気の託送料金算定の発想からすると相当に変な発想。しかしガスの特性から考えると必要かもしれない。もし入れるとすると、それは自社の需要開拓費だけを入れるなんていうことは、託送の発想からして絶対にあり得ないと思いますので、仮に入れるとしても、公平に透明な形で公募などする格好で出てきたもの、新規参入者も潜在的には参加しうるものになると思います。

そうすると料金審査の段階で、それが公平で透明なもので入れられると判断できるようなものにするとなると、今から事業者にも準備していただかないと、きっと審査の段階で間に合わなくなるとは思います。したがってこれは相当に緊急な話だということを理解していただきたい。議論を早いタイミングで始めないと本当に間に合わなくなる。この点を心配しております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。ご回答は特によろしいということですので。

ほかにはいかがでしょうか。

大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。委員になり初めての会議ですので、発言は控えようかと思っておりましたが、松村先生のお話を聞いていて疑問が湧きましたので一つだけお伺いいたします。

電気とガスの違いについて、確かに先生がおっしゃるように同じところもあるとは思いますが、電気というのはどこの家庭にも届いていて、電気を使わない人はいないと思います。が、ガスの場合は、今現在ガスを使っている人も、オール電化にしてガスを使わなくなることはあり得ます。国でもエネルギーセキュリティーということは考えていると思うのですが、家庭でのエネルギーセキュリティーという面から考えたときに、一つのエネルギー源に特化することが、果たして本当にいいことなのかどうなのかという疑問があります。

今回の自由化で、確かにガスの事業者間での競争も起こると思いますけれども、電気とガスの競合が起こったときに、オール電化にすることでガスを使わない家が増えたとしても、それはそれで自由競争として仕方がないということで進められているのかどうか。そのあたりの国の方針などを是非お伺いしたいなと思われましたので、ご質問させていただきます。

○山内委員長

了解しました。

発言したいですか。関連して。じゃ、短くお願いします。

○松村委員

電気とガスの競争というのがあるのは事実です。それから都市ガスは全世帯に普及しているわけではなく、世帯で見ても半分ぐらいしか都市ガスは普及していない。面積で言えば更にごく僅か。その点電気と違うというのは間違いないと思います。したがってこの点も電気とガスは違うので、これからもそれも念頭に置いて議論していくことになると思います。先程の私の発言は、電気とガスが全て同じと主張したのではなく、2つがどう違うのかを明確にし、その違いから制度がどうして電気と異なるものになるべきかを論理的に説明すべし、と言っただけです。

オール電化との競争に関して言えば、自由化していようが、していまいが、起こっています。自由化していない現状では、オール電化か、それを阻止するかといういびつな競争しか起こっていないのに対して、今回の改革でガスの中での競争も促すということですから、ご懸念の点に関しては、私は今回の改革は前進だと思っています。この後大石委員からもこの点に関してご意見をお伺いすることがきっとあるかと思っています。

○山内委員長

ありがとうございます。

橘川委員、どうぞご発言ください。

○橘川委員

審議会としてある意味でリスタートということなのですけれども、非常に責任のある審議会であることはよくわかりました。やっぱり大事な審議会だと思いますので、審議会で決まったことかなるだけ政府の中でも尊重されるような。私は必ずしも前回はそういうふうにならなかったのではないかと思いますので、これは希望ですけれども、そういうふうになるといいなと、こういうふうにあります。

それから1回目なので進め方のことなんですけど、オブザーバーの選ばれ方なんですけれども、多少範囲を広げたことは、関係する業界もふえたので反対ではないんですが、ちょっとよくわからないのは、業界団体レベルでいらっしゃるケースと、個別の企業でいらっしゃるケースがあって、きょうも電力の方、3人並んでいられるんですけど、発表は1本でやられているわけで、なぜここに横に3人並んでいるのかなというのがよくわからなかったり、特定導管事業者の方は個社2人並んでいる。その辺の仕組みが何となく、ややわかりにくいと思いますので、そこら辺のところの整理をお願いしたいと思います。

そういうこともありまして、委員の人数もふえましたし、オブザーバーの人数もふえましたので、時間厳守というのが大事だと思うんですが、あそこでさっきからずっと時計を動かしていたんですけども、5分でぴったり守られたのは中島さんぐらいでありまして。特にペーパーを用意されて読まれることが多いんですけども、だったらペーパーは事前に何分かかるといのはわかるはずなので、言われた時間内にちゃんと読むような仕組みを。委員も短めに発言すること大事だと思いますけど、そういうことをやるべきなのではないかと。これは進め方の問題ですけれども、そういうふうにあります。

その上でですけども、細かいことは言いませんけど、大きく言いますと、やはり私は考え方としては需要家を選べるようにする、競争を活発にするということが一番大事だと思いますので、そういう方向でいろんなことをやっていく必要がある。

規制なき独占になって競争が起きないということの前に、可能な限り競争を活発化することが大事だと思いますので、少し出ましたけれども、都市ガスエリアでのLPガスの競争をさらに活発化するという話だったら、「一の団地」という考え方をやめて、「一の導管」というような考え方で考えていくというようなことをやったらいいんじゃないかと思います。

それから、なるだけ規制も少ないほうがいいと思いますので、経過措置もなるだけないほうが

いいし、施行時期もなるだけ早いほうがいいと考えます。確かに規制なき独占が起きてしまうかもしれませんが、その起きた結果生じる独占利潤に対しては、私は資本市場を通じて、結果的にその会社を、例えばM&Aとかで傘下におさめるというような形での競争も踏まえて考えますと、チェックできるんじゃないかと思しますので、可能な限り規制はなるべく最小化したほうがいいんじゃないかというのが私の考え方であります。

それからもう一つ、今回必ずしも規制の問題だけではなくて、天然ガスの基盤の整備をやるという話なんですけど、その前提の政府の考え方がちょっとわかりにくいところがあります。今回のミックスで考えましても、定性的には天然ガスシフトとかということを言われています、基本計画でも。ところが数字的には、LNG火力が27%、あるいは一次エネルギーの比率の中の天然ガス18%。これは石油、石炭、天然ガス、5対4対3になっていますので、この数字を見て、必ずしも天然ガスにどんどんシフトしていくというふうに読めるとは限らない仕組みになっていますので、本当にそここのところの、一方でコージェネ12%という、柏木先生が頑張ってる部分だとか、あるいはエネファーム530万台だとか意欲的なところもあるんですが、全体として天然ガスをこれからどうするのがわかりにくいというのが一番大きなところなので、そここのところをはっきりさせていただきたいと。

それに関連しますけど、これ余計なことかもしれませんが、この先に見えてくるのは、電力のほうはそうなりましたが、電力市場整備課が電力市場整備室になっていくとすると、ガス市場整備室も1年後ぐらいになっちゃうとしますと、そういうガスのインフラを整備していくような行政が一体どこになっちゃうのかというのがよくわからない。電力のほうには基盤整備課だとか、原政課だとか、廃棄物の課だとかあるわけですけども、ガスのほうには残るところがなくなっちゃうわけでありまして、やはりガス基盤整備課みたいなものが私は必要なんじゃないかと。場合によっては4階の資源燃料部の中に、上流から下流までLPガスも含めて一気通貫で見ると、そういう部局が必要なんじゃないかと思えますけれども。ガスに対する覚悟という点からすると、ガスの行政の仕組みを変えるというところまで本当は行かないといけないのではないかと、このように思います。

あと、最後になりますけれども、長くなってすみません。電力との比較というのは当然やるべきだと思うんですが、もう一つ、やっぱりLPガスとの比較が重要なんじゃないかと思えます。ここでいろいろ出てきます料金の見せ方等々のことは、自由であるけれどもいろいろ問題も起きているLPガスにも影響すると思しますので、その比較も視野に入れながら事を進めていくということが大事なんではないかと。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにかがでしょう。

引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。ご説明ありがとうございました。今回の論点はいろいろございますが、私としては、同時同量、二重導管規制、託送料金、これらにつきまして、哲学といいますか、大きな考え方が必要だと思っております。先生方がおっしゃったように、消費者の方々にメリットを感じていただくと同時に、ビジネスの効率化を行うことにより、最終的には料金が少しでも下がるようにしていくことが重要であると思っております。

そうした競争とは別の問題として、今回、事務局のご提案にもありましたが、保安などにおいては、事業者間の連携が不可欠になると思います。競争をする一方で連携も必要ということで、どうやって実効性のあるものにしていくかということがポイントだと思っております。

そうなりますと、現在、2百社あまりのガス事業者があり、これから自由化を契機に、さらに多くの参入事業者を抱えた際に、行政のほうで、日々の監督であるとか、あるいは指導というもの果たして滞りなくできるものかどうか、制度をつくるときから見ていかなければいけないと思っております。具体的には平時のとき、余り問題がないときにはできるだけ業界でやってもらい、有事のとき、あるいは大きな方針変更の際には、行政が指導していくという形も候補の一つではないかと思っております。全部、行政がしなければならぬのであれば、行政コストが上がってしまうのではないかと思った次第です。

最後になりますが、今回、事務局のほうから、いわゆる3社提案についてモニタリングしていくというお話があったかと思っております。ことしの4月からご提案の施策がスタートするということでしたが、ご提案の施策について、どのように運用されているのか、問題がないのか、といったことについて教えていただくとともに、実例、実務を見ながら論点を整理していくべきではないかと思いました。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

草薙委員、どうぞ、ご発言ください。

○草薙委員

ありがとうございます。新任でございますけれども、かつて2007年度、あるいは2008年度あた

り、都市熱エネルギー部会というのがあったころに、制度改革評価小委とか、制度改革検討小委とか、あるいは料金制度小委員会などに参画させていただきました。時を経てこの場に参画させていただきまして、非常に制度は進展を見せた。そしてきょうも事務局から多くの論点が出て、活発な議論がなされているということにつきまして、関係各位に敬意を表したいと思います。

きょうも日本ガス協会のほうから資料5のほうで、3番目のスライドですけれども、早急な制度設計の検討ということのみずからおっしゃると。守る側でありながら非常に積極的であるということを思います。

また、事務局から資料3のほうですけれども、法的分離のことにつきまして、8番目のスライドで平成30年4月1日の施行ということをおっしゃられます。一方、小売全面自由化のほうで法律上、平成29年目途ということで、若干日がぼやけているということに関しまして、東京電力、関西電力、中部電力様からの資料7でしょうか、の3番目のスライドで、遅滞なき小売全面自由化の実施ということで、その一番最後のところに平成29年4月のガス小売全面自由化が必要というふうに書いてあります。

これは、いずれにしてもそれほど遠い先の話ではないだろうと思うのであります。4月ということに関しまして、先ほど松村先生からのお話もありましたとおり、なかなか大変なことだと。例えば10月という声もあるかもしれませんが、法的には12月でも構わないということでもありますけれども、一つ言えることは、国民はかなりの期待感を持ちつつ、ガス小売全面自由化の日程の決定を待っているということではないかと思います。

いつになるのかということをおっしゃることはいたしませんし、そんな必要もないと思っておりますけれども、そのような決定にはスピード感も重要ではないかということをおっしゃいます。そのような決定をして、そしてそれに間に合うようにしっかりと審議するということが必要なのではないかと思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにかがですか。先ほど大石委員から基本的な方針的なご質問がありましたけれども、事務局から何かご回答ございますか。

○藤本ガス市場整備課長

ありがとうございます。基本的には電力・ガスの小売の自由化を進めまして、その中で競争をしていただくという考え方になっております。

それから別途、橘川先生から進め方について幾つかご指摘がありましたけれども、本小委員

会のご議論は当然のことながら、我々としては十分尊重して詳細制度設計を進めていきたいと思っています。加えましてオブザーバーの方ですけれども、今回は全体論ということで人数が多くなっておりますけれども、今後どういう整理でご参加いただくかというのは、さらに我々としても整理をしたいと思います。

ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございます。

じゃ、松村委員、本当に手短にお願いします。

○松村委員

草薙委員から自由化の時期について、早く事務局からという要望がありました。全くそのとおりだと思いますが、多くの人は多分4月だと思込んでいると思います。したがって、もし4月でないとするならば、それはかなり早い段階で言ってもらわないときっと混乱する。この問題、事務局が出すのか、あるいは4月ではむしろまずい、例えば新規参入者のほうが体制が間に合わないから遅くしてくれとか、あるいは都市ガス事業者のほうが、準備が間に合わないから遅くしてくれとか、政府の方が体制が整わないから遅くしてくれとか、ということがあるのだとすると、早めにその当事者から言っていただきたい。事務局に早く決めてほしいというよりも、私の希望はそちら。4月だとまずいとお考えの人はできるだけ早く理由とともにその主張を明確にしてください。そうするとどんな理由で、あるいは誰の責任で遅くなるのかということが明らかになる。事務局が早く決断するということもあるかと思いますが、もし何か事情があるとするならば、早めに事業者の方からも言っていただければと思います。

それから、これはコメントです。橘川委員が審議会の議論が法案に反映されなかった、尊重されなかったとおっしゃったようにも聞こえた。若干テクニカルなところでそのようなことが全くなかったかということ、そうではないと思いますが、私は報告書の内容が基本的に法案に反映されたと思っています。見解が違う、そう思っている人もいるかもしれないけれども、私は反映されたと認識しています。確かに報告書は4論が併記されるという異例の形ではあったけれど、その4案のなかで、理屈がないと思われたおかしな議論が政策として採用されなかっただけのことだと私は思っています。

以上です。

○山内委員長

どうぞ。

○橘川委員

いろいろ言いたいことはありますけれども、言う場ではないと思いますので、言う場をわきまえてほしいと、こういうふうに思います。

(4) ガス小売事業者等の説明義務・書面交付義務について

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにもご意見あるかと思うんですけども、実は時間が迫ってしまして、さっき松村さんが重い問題と軽い問題とおっしゃったその軽い問題のほうから少しきょうも議論したいというふうなことで、議題の4番目「ガス小売事業者等の説明義務・書面交付義務について」というのがございます。これについて審議をしたいと思います。

じゃ、ご説明をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

資料12に基づきまして、ガス小売事業者等の説明義務・書面交付義務について、ご説明させていただきます。

1ページにありますとおり、改正後のガス事業法におきましては、ガス小売事業者等は料金その他の供給条件について需要家に対して説明しなければならないとされています。その際には原則として書面交付が義務づけられています。また、契約締結の際にも書面交付が義務づけられています。

検討すべき論点を2ページに整理しています。【論点1】説明すべき事項、【論点2】交付する書面の記載事項、【論点3】書面交付義務が免除される場合、【論点4】書面交付に代替する情報通信技術を用いた方法の具体的内容、【論点5】契約締結後に交付する書面の記載事項、【論点6】契約締結後の書面交付義務が免除される場合となります。

まず【論点1】説明すべき事項ですが、先に5ページをご覧ください。現行のガス事業法施行規則第18条において、一般ガス事業者は供給約款において記載のとおり的事项を定めるべきとされています。こちらは参考とすべきと考えます。

また6ページ、7ページにありますとおり、電気事業法におきまして本年7月24日に公布された小売電気事業の登録の申請等に関する省令におきまして、小売電気事業者が説明すべき事項が25項目規定されております。

こうした現行の施行規則、それから電気事業法の例を参考としまして、3ページ、4ページに事務局提案27項目を整理しております。原則として電気事業法の例にならっていますが、下線を引いた説明事項はガスの特性を踏まえた独自のものとなります。時間の関係で下線事項のみご

紹介します。

⑧導管、ガスメーターなどの費用の負担に関する事項、

⑬ガスの成分に関する事項、

⑭ガスの圧力の最高値及び最低値、

⑮ガスの種類、グループ。こちらはこれによって使用する機器が変わってくると理解しています。

⑳災害など非常時の小売供給の制限中止、需要家のガス使用の制限中止に関する事項、

㉑ガス導管事業者、ガス小売事業者及び需要家の保安上の責任に関する事項、

こうした事項は独自のものとなります。

続いて9ページ、【論点2】の交付する書面に記載すべき事項ですが、こちらは【論点1】において整理をしましたガス小売事業者等が需要家に対して説明すべき事項と同一の事項としてはどうかと考えています。

【論点3】書面交付義務が免除される場合ですが、需要家の利益を阻害するおそれがない①、②、③の場合としてはどうか考えます。

①書面交付なしに電話により説明を行うことについて需要家の承諾を得ている場合となります。ただしこの場合においては、説明を行った後、遅滞なく書面交付することを求めることとします。

②契約更新の場合であって、書面交付なしに説明を行うことについて需要家の承諾を得ている場合。

③契約の極めて軽微な変更の場合であって、書面交付なしに説明を行うことについて需要家の承諾を得ている場合となります。

続いて10ページ、【論点4】書面交付に代替する情報通信技術を用いた方法の具体的内容です。①電子メール、②ホームページ、③フロッピーディスク、CD-ROMの手法を認めることとしてはいかがでしょうか。

12ページ、【論点5】契約締結後に交付する書面の記載事項ですが、論点1において整理したガス小売事業者等が需要家に対して説明すべき事項と同一の事項としてはいかがでしょうか。また、緊急保安時の問い合わせなどへの対応円滑化のため、当該需要家を一意に特定する識別番号を記載してはどうか考えます。

【論点6】契約締結後の書面交付義務が免除される場合ですが、契約の極めて軽微な変更の場合であって、書面を交付しないことについて需要家の承諾を得ている場合としてはいかがでしょうか。

なお、この論点2、3、4、5、6については、電気事業法で同様の整理がなされています。
続いて、熱供給事業者の説明義務・書面交付義務についても同様の論点が存在します。熱供給事業者が需要家に対して説明すべき事項としましては、13ページ、14ページにある28項目を事務局提案として整理しております。

ガス事業法と同様、電気事業法の例にならっておりますが、下線を付した項目は熱供給事業の特性を踏まえた独自のものとなります。

- ⑧導管、熱量計等の設備に関する費用負担、
- ⑬温水等の温度及び圧力、
- ⑭温水等の供給時間及び供給期間、
- ⑲災害等非常時の熱供給の制限中止、需要家の熱供給を受けることの制限中止に関する事項、
- ㉑設備に関する保安上の責任に関する事項、
- ㉒需要家が設置する施設に関する事項、
- ㉓需要家が設置する施設の概要についての通知に関する事項となります。

書面交付に代替する手法や書面交付義務が免除される場合などの論点については、電気事業法及びガス事業法と同様の整理としてはいかがでしょうか。

説明は以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは今、事務局からご説明がありました点について、皆様のご質問、あるいはご意見をご発言いただければと思いますが、いかがでございましょう。

池田委員、どうぞ。

○池田委員

ありがとうございます。先ほどのご意見を伺っていたときに、需要家は大口・小口で分けてはいかがかというご意見をいただきまして、確かに発想としてはあり得るなと思ったのですが、今回のこの需要者というのは誰をターゲットにしているのか。そして、もしこれが大口需要者にも適用される場合には、これはあくまでも最低限であって、さらに説明を加えるということはあるという理解でよろしいでしょうかという2点、質問させていただきます。

○山内委員長

いかがですかね。

○藤本ガス市場整備課長

こちらについては大口、小口分けておりません。大口についても説明すべき最低限の事項と

いうことになっております。

○山内委員長

そのほかいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは今ご発言ありましたけれども、基本的にはこの内容について大きな反対はなかったというふうに判断をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

はい、深山委員、どうぞ。

○深山委員

基本的には異存はありませんが、少々ご質問させていただきたい点があります。

論点の3というところで、例外的に書面交付義務が免除される場合という論点について、電話による説明をすることについて承諾を得ているということで、括弧で、ただし書きで、説明を行った後、遅滞なく書面を交付することを求めるという提案になっているんですが、結局、原則として説明をし、なおかつ書面を交付するというのが、この例外則が、どういう意味で例外となっているのか。例えば書面を交付する時期を問題にしているのか。ちょっとその趣旨がわかりません。

現実的には書面を交付しながら説明をすると思われ、ほぼ同時にそれが行われることが一般的なような気がします。ただ、まず先行して口頭で説明して、遅滞なく書面を交付するというのも必ずしも例外というほどの話でもないような気がして、ちょっとこの整理の仕方が、原則と例外がどこでどう区別されようとしているのかという点がわからなかったので、ご説明いただければと思います。

○山内委員長

それじゃ、ご質問ですので、引頭委員、ご発言あればどうぞ。

まとめてご回答いただきますので。

○引頭委員

ありがとうございます。基本的には賛成ですが、2つ質問があります。

一つは論点5のところで、需要家を一意に特定する識別番号ということがございました。現在、各事業者はお客様番号をすでに持っていると思いますが、この識別番号があればスイッチングするときにスムーズになるという点は想定できる一方で、これを実際に管理する、つまり番号を割り振るといったことなどですが、そうしたところというのはどこを想定されていますかというのが1点目です。

もう1点は、ガス事業及び熱供給事業についてのご説明というのはその通りだと思いますが、

今回の自由化におけるポイントには、他の財やサービスとセットで一緒に売るといったこともあったと思います。電力とのセットの場合には、電力にも同様のこういう書面交付といえますか、説明義務が課されていますから、そこは問題ないと理解していますが、電力以外の財やサービスとセット販売した場合に、お客様へのご説明というのはどうなるのでしょうか。それについてはこの法ではなく、例えば消費者保護法といったような別の法で保護されるという整理なのかどうかについて教えてください。

○山内委員長

ありがとうございます。

あと二村委員、札が上がっています。どうぞ。

○二村委員

私のほうからは内容についてというよりも、ほかのところの論点で扱われるのでしょうかという質問です。自由化ということで消費者が選択をしていくということを考えますと、契約をした後に契約の条件とか中身が説明されるとか、書面でいただくということは当然なんですけれども、これから選択する際にどういう条件なんだろうかということを事前に知る必要があると思います。そういった点での説明の義務ですとか、書面交付で義務づけられているような内容を消費者が事前に知ることができるのかということが気になります。

そのことについては、主要論点のほうにあります需要家情報のシステムですとかスイッチングというところで、その点が議論されるのかどうかということを確認しておきたいと思います。

今回のご提案の内容に関して言えば、こういう内容だろうと思いますが、こういった情報を消費者が事前に知ることができるような仕組みですとか、情報のルールが整備されるのかということ。そのことがどこで議論されるのか確認しておきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

そのほかにご発言ご希望ございますか。

それでは幾つかご疑問出ましたので、お答えをお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

まず書面交付が免除される場合の例外ですけれども、電話の場合は紙が送れないものですから、その場合は同意があれば事後的に送るということで説明をして構わないということが例外的扱いとなります。基本的には書面を交付して、それに基づいて説明をするというのが原則ということになります。深山先生からいただいた話は以上でございます。

それから引頭先生からいただいた識別番号の管理ですけれども、こちらは保安等を意識して

おりまして、各社がそれぞれ管理をするということになります。番号があると、例えば何か起こったときに番号を言ってもらえばそこが特定しやすいといったような趣旨でございます。管理者は基本的には各社ということになります。

それからセットの場合ですけれども、ガスについてはこうした形で特別な手当てをするわけですけれども、ほかのものについてはそれぞれ法律がなければ一般的な法律で担保していくというご指摘のとおりということだと思います。

それから二村先生からご指摘いただいた消費者が事前に確認できるのかという点ですけれども、基本的にはスイッチングについては業者間の情報のやりとりということになりますので、消費者の利益というのは、事前説明のところで担保されるということになります。電話で、後で書面をもらう場合も同意があればということですので、事前に書面を確認したいという場合は、これは認められないという形になります。十分に消費者の利益は担保されるのではないかと考えているところであります。まずは書面を確認したい場合は、その旨を伝えてもらえれば、書面を見ながら説明を受けることができるということだと思います。

○山内委員長

どうぞ。

○二村委員

自由化後の、実際に事業者を比較して選択をするということを考えますと、できればこういった基本的な情報というのは公開をされている状態というのが望ましいと思います。公開をされているものを見て、幾つか比較をしたときに、では、この事業者さんにかえようかなとか、聞いてみようかなというふうな行動になるのが普通だと思います。こういった情報が、契約時に説明されるということだけではなくて、基本的に開示をされている状態というのが重要だと思うんですけれども、そのことは余り義務づけとしては想定されていないのでしょうか。

○藤本ガス市場整備課長

趣旨としましては、需要家の方が中身を理解せずに契約をすることのないようにということで、こうした項目を定めて、必ずこの項目については説明をするように、かつ書面交付をするようにということを義務づけております。

事前の開示につきましては、そこは義務づけにはなっておりません。実態上は、それぞれの事業者様のご判断で、事前にうちのサービスはこういうものですよということをいろいろな形で開示されるのではないかと思います。法律上の義務はそこには課していないという整理になっております。

○山内委員長

松村委員、どうぞ。

○松村委員

今の二村委員の件は多分書面交付の話とは関係ない話。まず、約款で売ることを義務づけるのかどうか。次に約款を登録させることを義務づけるのかどうか。仮に約款をつくったとしても、例えば約款から2%引きとかというような格好で売ることが許されるのか。つくった約款の中から消費者が選ぶという形にするのか。そういう料金のつくり方の規制の話と関連しているのではないかと思います。その上で仮に約款があったとすると、それはホームページ等で出すという義務を課すかどうかという話にもなるかだと思います。

かなり重い話だと思いますし、それから仮にそうやらなかったとしても、事業者は大多数の消費者に売るときにはきっと約款で売るとしていますから、規制しなくても問題ないかもしれません。実質的には問題にならないような気がするのですが、しかしいずれにせよ別の課題のときに議論されることだと思いました。

ちょっと聞き逃して申しわけないのですが、引頭委員が質問された識別番号に関する質問の回答を聞き落としてしまいました。識別番号は基本的にはネットワーク部門が振ると考えればいいのですか。そうすると統一的な番号というのはとてもわかりやすいのですが、小売事業者が振るということではないですね。

○藤本ガス市場整備課長

ネットワーク部門になります。

○山内委員長

そのほかに。

どうぞ。福田委員。

○福田委員

スライドの14番に熱供給事業者の書面交付義務の案が記されています。ガスと異なる点として、25番と26番に「需要家が設置する施設に関する事項」が記載されています。書面を交付して内容を提示する相手は需要家であるのに、その需要家の内容をその書面に盛り込むことの意図は何でしょうか？

○藤本ガス市場整備課長

次回ご報告させていただきます。

○山内委員長

ほかにご発言よろしいですか。

それでは再度お伺いしますけれども、今ご質問いただきましたけれども、基本的にこの方針

についてのご反対はなかったように理解をしたいと思います。よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。

それでは今ご指摘の点等を事務局でまたご検討いただきまして、この案を基本に進めていただければというふうに思います。

どうぞ。松村オブザーバー。

○松村オブザーバー

一つ、書面交付というか、論点3、あるいは論点5にも関係するかもしれませんが、お願いというか、要望させていただきたいと思います。

施行前と施行後に義務づけされますと、それまで一つの共通した約款で供給していて供給条件が前と変わらない場合にも、たくさんのお客様に対して施行日に直ちに説明をし、新たに書面交付しなきゃいかんということになると、事実上難しいわけですが、そこは何か経過措置的な配慮とか、そういったことを考えていただけないかどうかという、書面交付義務についてお願いしたいと思います。

○藤本ガス市場整備課長

すみません、こちらも次回、ご回答したいと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。そういうご要望があったということで、事務局は受けとめるということにさせていただきます。

それでは議事は以上とさせていただきますけれども、今後の予定を事務局からご説明いただきたいと思います。

○藤本ガス市場整備課長

次回、第23回につきましては9月15日に開催することで委員の皆様のご了解をいただいております。議題は追ってご連絡させていただきます。

○山内委員長

今回は9月15日ということでございます。

本日の議事は以上でございますけれども、何かご質問等よろしいですか。

3. 閉会

○山内委員長

それでは以上をもちまして、第22回ガスシステム改革小委員会を終了させていただきます。

本日はご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

-了-